

非管理

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター

構造計算適合性判定(任意)業務規程

令和8年3月17日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この構造計算適合性判定(任意)業務規程(以下「業務規程」という。)は、公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター(以下「住宅センター」という。)が、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条の3第1項及び法第18条第5項に基づく構造計算適合性判定を必要としない建築物について、構造計算適合性判定に準じた審査を行い、特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準又は法第20条第1項第3号イに定める基準(国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものを除く)(以下「特定構造計算基準等」という。)に適合するかどうかの判定(以下「判定」という。)を行う業務の実施について、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この業務規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **建築確認等** 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号。)第15条第1号に規定する建築確認等をいう。
- (2) **特定構造計算基準** 法第20条第1項第2号若しくは第3号に定める基準(同項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)
- (3) **特定増改築構造計算基準** 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により法第20条の規定の適用を受けない建築物について法第86条の7第1項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準(特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。)
- (4) **建築主等** 建築主及びその代理人
- (5) **代表者** 代表権を有する役員をいう。
- (6) **親会社等** 法第77条の19第11号に規定する親会社等をいう。
- (7) **特定支配関係** 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第136条の2の14に規定する特定支配関係をいう。
- (8) **グループ会社等** 一の者が特定支配関係(令第136条の2の14第1項第2号及び第3号の規定による関係を除く。)を有する会社の全て及び当該一の者をいう。
- (9) **役員** 令第136条の2の14第1項第2号に規定する役員をいう。
- (10) **判定員** 法第77条の35の9に規定する構造計算適合性判定員をいう。
- (11) **親族** 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。
- (12) **制限業種** 次に掲げる業種のうち建築物又はその敷地(以下「建築物等」という。)に係るもの(国、都道府県及び市町村の建築物等並びにこれらの機関の長から業務実施の要請があった建築物等に係るものを除く。)をいう。
ア 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物等に関する調査、鑑定業務は除く。)
イ 建設業
ウ 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
- (13) **署名等** 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「デジタル行政推進法」という。)第3条第6号に規定する署名等をいう。
- (14) **電磁的記録** デジタル行政推進法第3条第7号に規定する電磁的記録をいう。
- (15) **電子署名** 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年3月20日国土交通省令第25号。以下「主務省令」という。)第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。
- (16) **電子証明書** 主務省令第2条第2項第2号に規定する電子証明書をいう。

- (17) **電子情報処理組織** 住宅センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (18) **申請等** デジタル行政推進法第3条第8号に規定する申請等をいう。
- (19) **処分通知等** デジタル行政推進法第3条第9号に規定する処分通知等をいう。
- (20) **電子申請** デジタル行政推進法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。
- (21) **電子交付** デジタル行政推進法第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う処分通知等の交付をいう。

（判定業務実施の基本方針）

- 第3条 判定の業務は、法、これに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知（技術的助言）に定められた基準によるほか、この業務規程により、公正かつ適確に実施するものとする。
- 2 理事長は、毎年度、判定の業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための措置、これらを住宅センター内で共有する方法等について方針として定め、職員に周知する。

（判定の業務を行う時間及び休日）

- 第4条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前8時30分から午後5時00分までとする。
- 2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。
- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
 - (4) その他として「住宅センターが休日と定めた日（休日の1月前にウェブサイトへの掲載その他適切な方法により周知を行う。）」
- 3 判定の業務を行う時間及び休日については、次に掲げる場合においては、前2項の規定によらないことができる。
- (1) 第11条第5項の説明を受ける場合その他判定に係る審査（以下「審査」という。）を行う場合
 - (2) 緊急を要する場合その他正当な事由がある場合

（事務所の所在地等）

- 第5条 事務所の所在地は、鹿児島市新屋敷町16番228号とする。
- 2 判定の業務を行う区域は、日本全域とする。

（判定の業務の範囲）

- 第6条 住宅センターは、次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分等について判定の業務を行うものとする。
- (1) 法第86条の8第1項及び第3項の認定に係る建築物又は建築物の部分
 - (2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第5条第1項の認定（同条第2項に該当するものに限る。）及び第7条第1項の認定（同条第2項において準用する第5条第2項に該当するものに限る。）に係る建築物又は建築物の部分
 - (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定（同条第4項の申し出があるものに限る。）及び第18条第1項の認定（同条第2項において準用する第17条第4項の申し出があるものに限る。）に係る建築物又は建築物の部分
 - (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定（同条第2項の申し出があるものに限る。）及び第8条第1項の認定（同条第2項において準用する第6条第2項の申し出があるものに限る。）に係る建築物又は建築物の部分
 - (5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第1項の認定（同条第3項の申し出があるものに限る。）及び第11条第1項の認定（同条第2項において準用する第10条第3項の申し出があるものに限る。）に係る建築物又は建築物の部分

- (6) 前各号のほか、法の運用に関する技術的助言において法に基づく構造計算適合性判定に準じた審査を行うこととされている建築物又は建築物の部分
- (7) 建築主の意思において法に基づく構造計算適合性判定に準じた審査を行うこととされている建築物、建築物の部分、又はこれらと一体的に計画されるその他の構造物
- 2 住宅センターは、住宅センターに対してされた建築確認等の申請又は通知に係る建築物の計画について、判定は行わないものとする。
- 3 住宅センターは、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、第1号から第6号までに掲げる者が第2条第12号アからウまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その判定の業務を行わないものとする。
- (1) 住宅センターの理事長又は判定の業務の担当役員
- (2) 第1号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
- (3) 第1号に掲げる者の親族
- (4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。）
- (5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している企業、団体等
- (6) 住宅センター又は住宅センターの親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する者
- 4 住宅センターは、法第77条の35の4第6号に定める指定確認検査機関のほか、次のいずれかに該当する指定確認検査機関に対してされた建築確認等の申請又は通知に係る建築物の計画について、判定を行わないものとする。
- (1) 住宅センターの理事長又は担当役員が所属する指定確認検査機関（過去2年間に所属していた指定確認検査機関を含む。）
- (2) 住宅センターの理事長又は担当役員の親族が役員である指定確認検査機関（過去2年間に役員であった指定確認検査機関を含む。）
- (3) 住宅センターの理事長若しくは担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している指定確認検査機関
- (4) 指定確認検査機関の代表者又は担当役員（過去2年間に代表者又は担当役員であった者を含む。）が住宅センターに所属する場合にあっては、当該指定確認検査機関
- (5) 指定確認検査機関の代表者又は担当役員（過去2年間に代表者又は担当役員であった者を含む。）の親族が住宅センターの役員である場合にあっては、当該指定確認検査機関
- (6) 住宅センターが総株主又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している指定確認検査機関
- (7) 住宅センターが特定支配関係を有する指定確認検査機関
- (8) 住宅センターの親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する指定確認検査機関
- 5 前3項の場合に該当するかどうかの確認は、担当役員が該当者の一覧を作成し、職員が申請書類等と照合する方法により行う。
- 6 第2項及び第4項の指定確認検査機関については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

第2章 判定の業務の実施方法

（建築基準関係規定の改正等に伴う措置）

第7条 判定の業務の担当役員は、建築基準関係規定の改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書を収集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。

（判定の業務の処理期間）

第8条 住宅センターは、申請にかかる建築物の規模や用途に応じた標準的な判定の業務の処理期間を定め、申請者に提示する。

(判定の申請、受付、引受及び契約)

- 第9条 判定を申請しようとする建築主等は、住宅センターに対し、「構造計算適合性判定(任意)申請書(HF-1N)」の正本1通及び副本1通並びにこれらに添えた図書及び書類(以下「判定申請図書等」という。)を提出するものとする。
- 2 判定申請図書等の提出については、予め建築主等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体の提出によることができる。
 - 3 住宅センターは、第1項の規定による判定申請図書等の提出があったときは、次の各号に掲げる事項を確認し、これを受付ける。
 - (1) 判定の申請に係る建築物が、第6条に定める判定の業務の範囲に該当するものであること。
 - (2) 第1項に掲げる判定申請図書等が提出されていること。
 - (3) 判定申請図書等の内容が、法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する指針(以下「指針告示」という。)第2第2項各号によるものであること。
 - (4) 申請に係る判定申請図書等の内容に明らかな瑕疵がないこと。
 - 4 前項の規定を満たさない場合は、補正を求め、補正の余地のないときは受け付けできない理由を説明し、判定の申請を受け付けない。
 - 5 住宅センターは、第3項の規定による受け付けをした場合においては、建築主等に「構造計算適合性判定(任意)受付書(HF-2N)」(以下「受付書」という。)を交付するものとする。なお、構造計算適合性判定(任意)申請書(HF-1N)第一面に受付印を押印し、その写しをもって受付書に代えることができるものとする。この場合において、建築主等と住宅センターは別に定める「公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター構造計算適合性判定(任意)業務約款」(以下「業務約款」という。)に基づき契約を締結したものとする。
 - 6 建築主等が、正当な理由なく、受付書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払期日までに支払わない場合には、住宅センターは第3項の受け付けを取り消すことができる。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第10条 前条第5項の業務約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 建築主等は、住宅センターの請求があるときは、住宅センターの判定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に住宅センターに提供しなければならない旨の規定。
- (2) 建築主等は、申請に係る計画に関し住宅センターがなした特定構造計算基準等への適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定。
- (3) 判定手数料に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - ア 判定手数料の額の決定に関すること。
 - イ 判定手数料の支払期日に関すること。
- (4) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - ア 適合判定(任意)通知書又は適合しない旨の通知書(第14条第1項の通知書をいう。以下この項において「適合判定(任意)通知書等」という。)を交付する期日(以下「業務期日」という。)に関すること。
 - イ 住宅センターは、天災地変その他の不可抗力によって、業務期日までに適合判定(任意)通知書等を交付することができない場合は、建築主等に対してその理由を明示した上で、必要と認められる業務期日の延期を請求することができること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - ア 建築主等は、適合判定(任意)通知書等が交付されるまでの間に、住宅センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。この場合において、住宅センターは、既に支払われた判定手数料を返還せず、未だ支払われていない判定手数料の支払いを請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - イ 建築主等は、住宅センターがその責に帰すべき事由により業務期日までに適合判定(任意)通知書等の交付をし

ないときその他の住宅センターの責に帰すべき事由により当該契約を維持することが相当でない認められるときは、当該契約を解除することができること。この場合において、既に支払った判定手数料の返還を請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができること。

(6) 住宅センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。

ア 建築主等は、適合判定(任意)通知書等の交付を受けた後において判定の判断に誤りが発見されたときは、住宅センターに対して、追完及び損害賠償を請求することができること。ただし、その誤りが、住宅センターの責に帰することができる事由に基づくものであることを住宅センターが証明したときは、この限りでないこと。

イ アの請求の期限に関すること。

(判定の実施)

第11条 住宅センターは、第9条第3項の規定による受け付けをしたときは、速やかに、判定員に判定を実施させることとする。

2 判定員は、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、第1号から第5号までに掲げる者が第2条第12号アからウまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は建築確認等を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、判定の業務に従事してはならないこととする。

(1) 当該判定員

(2) 第1号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）

(3) 当該判定員の親族

(4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。）

(5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している企業、団体等

3 判定員は、原則として2人以上で審査を行うこととする。ただし、単純な構造形式である整形な建築物（許容応力度等計算を行った建築物）や比較的小規模な建築物（保有水平耐力計算を行った鉄骨造・鉄筋コンクリート造で高さ20m以下の建築物）については1人の判定員により審査することができる。

4 判定員は、指針告示第2に定める判定に関する指針及び住宅センターが作成した判定に関するマニュアルに従って、審査を行うこととする。

5 住宅センターは、審査の実施にあたって必要があると認めるときは、建築主等に対して構造計算に関する説明を直接求めることとする。

6 住宅センターは、審査において、特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができない場合は、建築主等に対して、その旨及びその理由を「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（HF-3N）」により、通知することとする。

7 前項の場合において、第9条第1項に規定する判定申請図書等の補正がなされ、又は判定申請図書等の記載事項における不明確な点を説明するための追加説明書の提出がなされたときは、これらの図書及び書類を判定申請図書等の一部として審査することとする。

8 前2項の場合において、第6項の通知書が建築主等に到達した日から前項の補正された申請書等又は追加説明書が住宅センターに到達した日までの日数は、第14条第1項の期間に含めないものとする。

9 住宅センターは、確認検査において留意すべき事項がある場合には、当該事項の内容を建築主事若しくは建築副主事（以下「建築主事等」という。）又は指定確認検査機関に通知する。確認が未申請の場合において、留意すべき事項に対する建築主事等又は指定確認検査機関の回答がなければ、特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができない場合は、第6項により「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（HF-3N）」を建築主等に対して交付する。一方、建築主事等又は指定確認検査機関の回答がなくとも特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができる場合は、第14条により「適合判定(任意)通知書（HF-4N）」又は「適合しない旨の通知書（HF-5N）」を建築主等に対して交付した上で、申請者から確認の申請をした旨の届け出を受理次第すみやかに留意すべき事項の内容を建築主事等又は適合しない旨の通知書に通知する。

また、建築主事等又は指定確認検査機関から、適合判定(任意)通知書又は適合しない旨の通知書を交付する前に、判定において留意すべき事項の通知を受けた場合には、住宅センターは、当該通知の内容を確かめ審査を行い、求められた留意事項に対する回答を当該建築主事等又は指定確認検査機関に通知することとする。

- 10 判定の業務に従事する職員で判定員以外の者は、判定員の指示に従い、判定の求めの受け付けその他判定の業務に係る補助的な業務を行う。
- 11 住宅センターは、判定を行っている期間中に、建築主等から判定の申請に係る建築物の計画を変更しようとするときは、その判定に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないものとする。

(国土交通大臣が定めた方法による場合の判定の審査方法)

- 第12条 法第20条第1項第2号イの規定に基づき、令第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるものについての判定は、指針告示別表（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる図書に基づき、同表（に）欄に掲げる判定すべき事項について審査することとする。
- 2 法第20条第1項第3号イの規定に基づき、令第81条第3項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるものについての判定は、指針告示別表（四）の（ろ）欄に掲げる図書に基づき、同表（は）欄に掲げる審査すべき事項のうち、住宅センターが定める事項（別紙）について審査することとする。
 - 3 第6条第1項第3号の建築物に係る判定においては、前項の審査に加えて、構造計算が平成21年国土交通省告示第209号第3第2項（2）に定める基準に従って適正に行われているかどうかの審査を併せて行うものとする。

(専門的な識見を有する者への意見聴取)

- 第13条 住宅センターは、次のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、構造計算に関して専門的な識見を有する者（以下「専門家委員」という。）の意見を聴くものとする。
- (1) 一般的に用いることが認められている基準とは異なる基準により構造計算が行われている場合。
 - (2) 極めて高度な知識が要求される場合。
 - (3) その他住宅センターが判定を行うにあたって必要があると認める場合。
- 2 住宅センターは、専門家委員から意見を聴くときは、予め、意見聴取すべき事項及びこれに関する判定員の見解を建築主等に示した上で、当該意見聴取すべき事項に関する見解を建築主等に求めるものとする。この場合の手続きは、第11条第6項に定めるところによる。
 - 3 専門家委員は、前項の判定員及び建築主等の見解の妥当性について意見を述べるものとする。この場合、意見は原則として2名以上の専門家委員の合議に基づくものとする。
 - 4 住宅センターは、専門家委員から意見を聴いたときは、当該意見を記録するものとする。

(適合判定(任意)通知書の交付等)

- 第14条 住宅センターは、当該判定申請を受付けた日から49日以内に、特定構造計算基準等に適合する場合は「適合判定(任意)通知書（HF-4N）」を、適合しない場合は「適合しない旨の通知書（HF-5N）」を建築主等に書面で交付するものとする。この場合において、判定申請を受付けた日とは第9条第3項の規定により住宅センターが受付ける判定申請図書等（第9条第4項の規定により住宅センターが建築主等にその補正を求めた場合は、当該補正後のもの）が住宅センターに到達しその内容を確認した日とする。
- 2 前項の規定による交付は、判定申請図書等の副本を添えて行う。
 - 3 住宅センターは、適合判定(任意)通知書を交付した後に、建築主事等又は指定確認検査機関から判定の結果等について照会があった場合は、当該建築主事又は指定確認検査機関等に対して、当該照会に対する回答その他必要な措置を講じるものとする。

(判定の申請の取り下げ)

- 第15条 建築主等は、前条第1項の通知書の交付前に、申請を取り下げる場合には、その旨を記載した「構造計算適合性判定(任意)申請書の取り下げ届け（HF-6N）」を住宅センターに提出する。
- 2 前項の場合においては、住宅センターは、判定の業務を中止し、判定申請図書等を建築主等に返却するものとする。

(判定を受けた計画の変更の申請)

- 第16条 建築主等の都合により当該判定を受けた建築物等の計画が変更され、住宅センターに当該計画変更の判定

の申請がなされた場合の判定の業務の実施方法は第9条から前条までの規程を準用する。申請にあたり建築主等は、「計画変更構造計算適合性判定(任意)申請書 (HF-7N) 」を住宅センターに提出する。

(判定の記録)

第17条 判定員等は、判定業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。

第3章 判定手数料等

(判定手数料の設定)

第18条 住宅センターは、判定業務の実施にかかる手数料を判定手数料規程に定める。

- 2 判定手数料は、一の建築物ごとに別に定める額とする。ただし、令第36条の4に定める建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分（地上部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む。）は、それぞれ別の建築物とみなす。

(判定手数料の収納)

第19条 建築主等は、判定手数料を銀行振込み又は現金にて納入するものとする。

- 2 前項の納入に要する費用は、建築主等の負担とする。
- 3 建築主等は、別途協議により、一括の納入等別の方法をとることができるものとする。

(判定手数料の返還)

第20条 住宅センターが収納した判定手数料は返還しない。ただし、住宅センターの責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第4章 判定の業務の実施体制

(判定の業務の組織体制)

第21条 判定の業務は、他の業務（建築物の確認検査等に関する業務を除く。）と独立した部署で行い、担当役員を配置するものとし、担当役員は理事長とする。

- 2 判定の業務の実施に係る最高責任者は理事長とし、担当役員が判定の業務に係る管理の責任と権限を持つ。
- 3 住宅センターの役員及び判定の業務に従事する職員（判定員、専門家委員を含む。）は、その職務の執行に当たって厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 4 担当役員は、判定の業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための措置を講ずるものとする。

(判定員の選任)

第22条 住宅センターは、法第77条の66第1項の登録を受けた者のうちから、判定の業務の適確な実施のために必要な人数として2人以上の判定員を選任するものとする。

- 2 判定員は、住宅センターの職員から選任するほか、住宅センターの職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

(判定員の解任)

第23条 住宅センターは、判定員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その判定員を解任するものとする。

- (1) 法第77条の35の9第4項の規定による国土交通大臣ないし知事の解任命令があったとき。

- (2) 前号のほか、職務上の業務違反その他判定員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (4) その他解任の必要があると認められるとき。

(専門家委員の選任)

第24条 住宅センターは、第13条第1項の規定により意見を聴くため、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、専門家委員を選任するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者
 - (2) 建築物の構造に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、当該分野について高度の専門的知識を有する者
 - (3) 法第77条の42第1項の認定員若しくは法第77条の56第2項において準用する法第77条の42第1項の評価員であり、又はあった者
 - (4) 地方公共団体が設置する耐震診断等判定委員会その他これに類する委員会の委員であり、又はあった者など、理事長が建築物の構造に関して特に優れた専門的知識及び技術を有する者として認める者
- 2 専門家委員は、住宅センターの職員から選任するほか、住宅センターの職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

(専門家委員の解任)

第25条 住宅センターは、専門家委員が次のいずれかに該当する場合には、その専門家委員を解任するものとする。

- (1) 職務上の業務違反その他専門家委員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (3) その他解任の必要があると認められるとき。

(秘密保持義務)

第26条 住宅センターの役員及びその職員（判定員、専門家委員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は盗用してはならない。

(帳簿及び書類の保存期間)

第27条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる帳簿及び書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 帳簿 機関省令第31条の14の規定による引継ぎを完了するまで
- (2) 第9条第1項の判定申請図書等、同条第5項の受付書の写し（構造計算適合性判定(任意)申請書第一面に受付印を押印したものの写しをもってこれに代えた場合は除く。）、第11条第6項の適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の写し、同条第7項の建築主等から提出された補正後の判定申請図書等及び追加説明書、第13条第4項の記録並びに第14条第1項の適合判定(任意)通知書又は適合しない旨の通知書の写し 第14条第1項の適合判定(任意)通知書又は適合しない旨の通知書の交付を行った日から15年間

(帳簿及び判定申請図書等の保存及び管理の方法)

第28条 前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び同条(2)に規定する図書が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体を保存する方法によってすることができる。

- 3 前項の規定に基づき帳簿、図書を電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に保存した場合において、当該保存したデータを印刷した書類がある場合には、当該ファイル又は磁気ディスク等のデータを原本として扱うものとする。
- 4 役員及び職員は、図書及び書類（複写したものを含む。）を執務室等の外に持ち出そうとする（郵送する場合を含む）ときは、これらの図書及び書類の管理者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときはその旨を担当役員に報告するものとする。

第5章 電子申請等の実施に関し必要な事項

（電子申請）

第29条 判定の申請については、あらかじめ住宅センターと協議した上で住宅センターが指定する方法で、電子申請にて行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた電子申請に対して、第9条第4項の規定により引き受けできない場合において、住宅センターは、建築主から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、返却に代えることができる。
- 3 第1項の規定により行われた電子申請に対して、第15条第1項の取り下げ届けを提出する場合は、建築主等は、あらかじめ住宅センターと協議した上で住宅センターの指定する方法で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。この場合において、住宅センターは、建築主から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、第15条第2項に規定する返却に代えることができる。
- 4 法令等の規定により署名等を行うことが規定されているものを第1項及び前項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、次に掲げる措置により代えることができる。
 - (1) 申請データに電子署名（当該電子署名を行った日に有効であることが検証できるものに限る。以下同じ。）を行い、そのデータを当該電子署名に係る電子証明書とともに送信する措置
 - (2) 識別番号及び暗証番号を入力する措置
 - (3) 申請データに申請者の氏名又は名称を記録する措置
- 5 電子情報処理組織による申請があった場合、申請に係る電磁的記録が住宅センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時に住宅センターに到達したものとみなす。
- 6 申請に係る電磁的記録が住宅センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24時間 365日とする。ただし、住宅センターの使用に係る電子計算機が保守等により記録ができない時間を除く。
- 7 電子情報処理組織により申請が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要とする部数の提出があったものとみなす。
- 8 電子申請を実施する場合には、第9条の業務約款に少なくとも次の事項を記載する。
 - (1) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた判定の業務の開始に関する規定
 - (2) 電子申請に係る業務を行う事務所に関する規定

（電子交付等）

第30条 住宅センターは、次の各号に掲げるいずれかの方式により建築主が電子交付を受ける旨の表示をする場合に、法令の規定に基づき交付する処分通知等について、あらかじめ建築主と協議した上で法人が指定する方法で、電子交付を行うことができる。

- (1) 処分通知等を受けるための識別番号及び暗証番号の入力等による電子情報処理組織への接続
- (2) 建築主が法人に対して、電子交付を受けることを希望する旨を電子情報処理組織を使用する方法又は書面により通知すること
- 2 法令の規定により署名等を行うことが規定されているものについて電子交付を行う場合には、当該署名等については、次の各号に掲げるいずれかの措置により代えることができる。
 - (1) 処分通知等のデータに電子署名を行い、そのデータを法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置

- (2) 処分通知等のデータに処分番号、処分日、処分者の氏名又は名称等を記録する措置
- 3 住宅センターは、法令の規定によらない書面等の交付について、あらかじめ建築主と協議した上で法人が指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。
- 4 電子情報処理組織を使用して行う第1項又は前項の交付（以下「電子交付等」という。）において電子署名を行う場合には、第9条の業務約款に少なくとも当該電子署名の有効性が確認できる期間及びその期間の延長についての必要事項に関する規定を記載する。

（電子申請に係る電磁的記録の保存）

第31条 住宅センターは、第29条第1項により申請された電磁的記録を第27条第1項に基づき保存する場合においては、当該電磁的記録が第14条第1項に基づく適合判定(任意)通知書を交付した日と同じ状態にあることを第27条に定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保存するものとし、滅失を防止する対策を講じなければならない。

（電子情報処理組織による業務の実施）

第32条 住宅センターは、電子情報処理組織による業務の実施方法等に係る措置について別に定める。

（電子署名及び電子証明書）

第33条 第29条第4項第1号に規定する電子証明書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書。
 - (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書。
 - (3) 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示（平成15年国土交通省告示第240号。以下「告示」という。）第3条第1号に規定する電子証明書。
 - (4) 告示第3条第2号の規定に基づき住宅センターが指定する電子証明書。
- 2 住宅センターは、前項に定める電子証明書の仕様、取得方法及び使用方法を別に定めるものとし、これをあらかじめ建築主等に周知するものとする。

（判定の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め）

第34条 住宅センターは、第29条第1項による電子申請を行わせる場合、判定の業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。

（電子情報管理者の設置）

第35条 住宅センターは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、電子情報の保護管理の責任者として、電子情報管理者1名を置く。

（情報セキュリティ責任者の設置）

第36条 住宅センターは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、情報セキュリティ対策の責任者として、情報セキュリティ責任者1名を置く。

第6章 雑 則

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第37条 住宅センターは、電子申請の受付、電子交付等、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格

なセキュリティ対策を講じ、その措置について別に定める。

(別途の定め)

- 第38条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の申請である判定の業務の実施方法等については、第1章及び第2章の規定にかかわらず、住宅センターが特定行政庁又は所管行政庁と協議の上定めた実施方法等によることができる。
- 2 特定行政庁又は所管行政庁から判定の業務の実施方法等について指示・連絡等があった場合は、第1章及び第2章の規定にかかわらず、その方法等によることができる。

附 則

(施行期日)

この業務規程は、令和8年4月1日から施行する。